

あきる野市特定地域型保育事業者に対する指導検査に関する基準(保育)

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 保育の状況</p> <p>(1) 保育の基本原則</p>	<p>1 役割 特定地域型保育事業所(以下、「保育事業所」という。)は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とし、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。 保育事業所における保育は、養護及び教育を一体的に行うものであり、保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則を踏まえ、各保育事業所の実情に応じて、適正に行われなければならない。 保育事業所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育事業所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。</p> <p>2 方法 保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項等に留意して保育しなければならない。 (1)一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。 (2)子どもの生活のリズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や自己を十分に発揮できる環境を整えること。 (3)子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。 (4)子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。 (5)子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。 (6)一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適正に援助すること。</p> <p>3 環境 保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、さらには自然や社会の事象などがある。保育事業所はこうした環境が相互に関連しあい子どもの生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。</p> <p>4 社会的責任 保育事業所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該保育事業所が行う保育の内容を適正に説明するよう努めなければならない。 保育事業所は入所する子ども等の個人情報に適正に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。</p>	<p>1 保育の内容は適正か。</p>	<p>(1)保育指針第1章1 (2)特定運営基準第3条、第44条</p>	<p>(1)保育の内容が適正でない。 (2)保育の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>

<p>(2) 人権の尊重</p> <p>ア 人格を尊重した保育</p>	<p>1 保育事業所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようしなければならない。</p>	<p>1 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。</p>	<p>(1)保育指針第1章1(5)、2(2) (2)特定運営基準第3条4項</p>	<p>(1)子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。</p>	<p>C</p>
<p>イ 虐待等の行為</p>	<p>1 保育事業所の職員は、次に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(1)児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2)児童にわせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 (3)児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による(1)、(2)又は(4)の行為の放置その他の保育事業所の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 (4)児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>(1)児童虐待の防止等に関する法律第3条 (2)保育指針第1章1(5) (3)特定運営基準第25条</p>	<p>(1)養護の内容が適正でない。</p>	<p>C</p>
<p>(3) 養護に関する基本的事項</p>	<p>1 保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育事業所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。</p>	<p>1 養護の内容は適正か。</p>	<p>(1)保育指針第1章2</p>	<p>(1)養護の内容が適正でない。 (2)養護の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>
<p>(4) 全体的な計画の作成</p>	<p>1 保育事業所は保育所保育指針第1章1の(2)に示した保育の目標を達成するため、各保育事業所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育のねらい及び内容が保育事業所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう全体的な計画を作成しなければならない。 全体的な計画は、保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育事業所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。</p>	<p>1 全体的な計画を作成しているか。 2 全体的な計画の内容は十分か。</p>	<p>(1)保育指針第1章3(1)</p>	<p>(1)全体的な計画を作成していない。 (2)全体的な計画の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>
<p>(5) 指導計画の作成</p> <p>ア 指導計画の構成</p>	<p>1 保育事業所は全体的な計画に基づき、保育が適正に展開されるように、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。</p>	<p>1 長期的な指導計画を作成しているか。 2 短期的な指導計画を作成しているか。</p>	<p>(1)保育指針第1章3(2) (1)保育指針第1章3(2)</p>	<p>(1)長期的な指導計画を作成していない。 (2)短期的な指導計画を作成していない。</p>	<p>C C</p>
<p>イ 作成上の留意事項</p>	<p>1 子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。</p>	<p>1 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。</p>	<p>(1)保育指針第1章3(2)</p>	<p>(1)3歳未満児について、個別的な指導計画を作成していない。</p>	<p>B</p>

	<p>(2) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。</p> <p>(3) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適正な援助や環境構成ができるよう配慮すること。</p>	2 個別的な指導計画の内容は十分であるか。		(1) 個別的な指導計画の内容が不十分である。	B
ウ ねらい及び内容、環境構成	1 指導計画においては、保育事業所の生活における子どもの発達過程を見直し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定しなければならない。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にしながら適正な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにしなければならない。	<p>1 具体的なねらい及び内容が設定されているか。</p> <p>2 具体的なねらいが達成されるよう、適正な環境を設定しているか。</p>	(1) 保育指針第1章3(2)	<p>(1) 具体的なねらい及び内容が設定されていない。</p> <p>(2) 具体的なねらいが達成されるよう、適正な環境を設定していない。</p>	B B
エ 生活リズムの調和	1 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と開放感の調和を図るよう配慮しなければならない。	1 生活リズムの調和を図るよう配慮しているか。	(1) 保育指針第1章3(2)	(1) 生活リズムの調和を図るよう配慮していない。	B
オ 午睡の環境確保と配慮	1 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮しなければならない。	<p>1 午睡等の適正な休息をとっているか。</p> <p>2 安全な睡眠環境を確保しているか。</p> <p>3 一律とならないよう配慮しているか。</p>	(1) 保育指針第1章2(2)、第1章3(2)	<p>(1) 午睡等の適正な休息を全くとっていない。</p> <p>(2) 安全な睡眠環境を確保していない。</p> <p>(3) 一律とならないよう配慮していない。</p>	C B B
カ 長時間にわたる保育	1 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけなければならない。	1 長時間にわたる保育について、保育の内容等を指導計画に位置づけ、適正に対応しているか。	(1) 保育指針第1章3(2)	(1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。	B
キ 障害のある子どもの保育	1 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適正な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけなければならない。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適正な対応を図らなければならない。	1 障害のある子供の保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適正に対応しているか。	(1) 保育指針第1章3(2)、第3章2(2)、第4章2(2)	<p>(1) 障害のある子どもの保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。</p> <p>(2) 障害のある子どもの保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。</p>	B B

<p>(6) 指導計画の展開</p>	<p>1 指導計画に基づく保育の実施にあたっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 施設長、保育士など、全職員による適正な役割分担と協力体制を整えること。</p> <p>(2) 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>(3) 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。</p> <p>2 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。</p> <p>3 保育日誌は、保育の過程(全体的な計画・指導計画に基づく保育の状況)の記録である。保育の実践を正確に把握し、保育士の反省の資料として次の保育の手がかりとなる重要な記録簿となるよう作成しなければならない。</p>	<p>1 指導計画に基づく保育が十分であるか。</p> <p>2 指導計画に基づく保育の内容の見直しを行っているか。</p> <p>3 保育日誌を作成しているか。</p> <p>4 保育日誌の記録は十分か。0・1歳児は個人別記録になっているか。</p>	<p>(1)保育指針第1章3(3)</p> <p>(1)保育指針第1章3(3)</p> <p>(2)保育指針第1章3(5)</p> <p>(1)保育指針第1章3(3)</p>	<p>(1)指導計画に基づく保育が不十分である。</p> <p>(2)職員による役割分担と協力体制が不十分である。</p> <p>(1)指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。</p> <p>(1)保育日誌を作成していない。</p> <p>(2)保育日誌の記録が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
<p>(7) 保育内容等の評価</p>	<p>1 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、次の点に留意しながらその専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>(1) 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮するよう留意すること。</p> <p>(2) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育事業所全体の保育の内容に関する認識を深めること。</p> <p>2 保育事業所は、自らその行う業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。保育事業所の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえて行い、結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>保育事業所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育事業所の実態に即して、適正に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むよう留意すること。</p> <p>3 保育事業所は、評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図ること。保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。(参考「保育所における自己評価ガイドライン(厚生労働省)」)</p>	<p>1 保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。</p> <p>2 事業所の自己評価を行っているか。</p> <p>3 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。</p>	<p>(1)保育指針第1章3(4)</p> <p>(2)特定運営基準第45条</p> <p>(1)保育指針第1章3(4)、(5)、第5章1(2)</p> <p>(2)特定運営基準第45条</p>	<p>(1)保育士等の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。</p> <p>(1)事業所の自己評価を行っていない。</p> <p>(2)評価結果を踏まえ、保育の内容の改善していない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

<p>(8) 保育の体制</p> <p>ア 保育時間、開所時間及び開所日数</p>	<p>1 保育事業所における保育時間は、原則として一日につき8時間とし、入所している子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、保育事業所の長がこれを定めなければならない。</p> <p>保育事業所は、保育を必要とする子どもを日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設であり、理由なく休所することは許されない。保育を必要とする子どもがいるにもかかわらず、保育時間を短縮し、個別的な配慮をすることなく一斉に降園させることも認められない。また、家庭保育を依頼することも適正ではない。</p> <p>休所又は一部休所(保育事業所としては開所しているが、一部の児童を休ませている場合をいう。)の理由とは、</p> <p>(1) 感染症の疾患 (2) 非常災害の発生 (3) 「警戒宣言」の発令などである。</p>	<p>1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適正に設けられているか。</p>	<p>(1)家庭運営基準第24条、第30条、第32条、第36条</p>	<p>(1)事業所の都合で保育時間を短縮している。</p> <p>(2)保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮していない。</p> <p>(3)全部又は一部休所している。</p> <p>(4)家庭保育を依頼している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
<p>イ 保育士の配置</p>	<p>1 保育に直接従事する職員は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、いずれか多い方の員数とする。ただし、保育事業所の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない(児童がいない場合は、子保発0214第1号参照)。なお、現に登園している児童数に対する必要保育士の数が1名であり、かつ、常勤の保育士に加え、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を配置している場合を除く。</p>	<p>1 保育士を適正に配置しているか。</p>	<p>(1)家庭運営基準第29条、第31条、第34条 (2)子保発0214第1号</p>	<p>(1)保育士を常時2人以上配置していない。(短時間勤務の保育士の取扱い)は適正か)</p> <p>(2)その他不適正な事項がある。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
<p>(9) 整備すべき帳簿</p>	<p>1 児童出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものであり、全ての児童について毎日正確に記録しなければならない。</p> <p>2 保育事業者は、児童の実態や児童を取り巻く家庭状況等の変化などに即して保育の過程を記録しなければならない。</p>	<p>1 児童出欠簿を作成しているか。</p> <p>2 児童票を作成しているか。</p>	<p>(1)特定運営基準第49条</p> <p>(1)保育指針第1章3(3)</p>	<p>(1)児童出欠簿を作成していない。</p> <p>(2)児童出欠簿の記録が不十分である。</p> <p>(1)児童票を作成していない。</p> <p>(2)児童票の記録が不十分である</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
<p>(10) 保護者との連携</p>	<p>1 保育事業者は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>日常の保育に関連した様々な機会を活用して子どもの日々の様子の伝達や収集、保育事業所の保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めなければならない。なお、3歳未満児については、連絡帳を備えること。</p>	<p>1 保護者との連携は十分か。</p>	<p>(1)保育指針第1章2(2)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1) (2)特定運営基準第18条</p>	<p>(1)保護者との連絡体制ができていない。</p> <p>(2)保護者との連絡が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

(11) 小学校等との連携	1 保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、子どもについて、他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう給付認定子どもに係る情報の提供その他、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	1 連携に努めているか。	(1)特定運営基準第11条、第50条	(1)連携に努めていない。	B
2 食事の提供の状況 (1) 食育計画	1 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適正な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めなければならない。また、栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図らなければならない。 作成に当たっては、柔軟で発展的なものとなるように留意し、同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。 食育の計画を踏まえて実践が適正に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努めなければならない。	1 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。	(1)保育指針第3章2(1)	(1)食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成していない。	B
(2) 食事計画と献立業務 ア 食事計画	1 食事の提供に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画(以下「食事計画」という。)を立てなければならない。食事計画について、「食事による栄養摂取量の基準」を活用する場合には、保育事業所や子どもの特性に応じた適正な活用を図らなければならない。 2 子どもの性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(以下「給与栄養量」という。)の目標を設定するよう努めなければならない。昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる園児の生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めなければならない。 3 献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。	1 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定しているか。 2 給与栄養量の目標を設定しているか。 3 定期的に施設長を含む関係職員が参加のうえ、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。	(1)家庭運営基準第15条2項 (1)厚生労働省告示第199号「食事による栄養摂取量の基準」 (1)雇児保発0401第1号通知	(1)食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定していない。 (1)給与栄養量の目標を設定していない。 (1)定期的に施設長を含む関係職員参加の上、給食(献立)会議による情報の共有を図っていない。	B B B

イ 献立の作成	<p>1 保育事業所において、子どもに食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含む献立によらなければならない。</p> <p>献立作成に当たっては、児童の食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認められない。簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。献立作成に当たっては、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮しなければならない。</p> <p>日々提供される食事については、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる食育の実践に努めること。</p> <p>（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2週間周期以上の献立となっている。 ・誕生会、行事食等が盛り込まれている。 ・四季に応じた食品が使用されている。 	1 献立表を適正に作成しているか。	(1)家庭運営基準第15条2項	<p>(1)献立表を作成していない。</p> <p>(2)予定献立の記載が不十分である</p> <p>(3)責任者の関与がない。</p> <p>(4)簡易な食事の提供の回数が増しく多い、又は継続している。</p> <p>(5)献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。</p> <p>(6)既製品(インスタント食品・市販の調理済み製品等)の使用が随所に見られる</p> <p>(7)おやつが甘味品・菓子類に偏っている。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
ウ 給食材料の用意、保管	<p>1 献立表で計画されたメニューを可能な限り正確に実施するには、日々食数を把握し、必要量を購入することになる。そして、食品購入(の手続き)受払等は、適正に管理、把握しなければならない。給食規模の大小にかかわらず、発注・払出は伝票等により把握しなければならない。また、原料食品の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生の防止に努めなければならない。</p>	1 給食材料を適正に用意、保管しているか。	(1)雇児総発0307001号通知	<p>(1)正当な理由なく献立に従って食品を購入していない。</p> <p>(2)数量に大幅な違いがみられる。</p> <p>(3)発注書・納品書がない、又は不十分である。</p> <p>(4)発注に当たって責任者の関与がない。</p> <p>(5)食品材料の検収を全く行っていない。</p> <p>(6)在庫食品の受払を把握していない、又は不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

<p>(3)食事の提供</p> <p>ア 献立に基づく提供</p>	<p>1 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p>	<p>1 あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。</p> <p>2 食事の提供に関する記録(給食日誌、実施献立等)を作成しているか。</p>	<p>(1)家庭運営基準第15条</p>	<p>(1)正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。</p> <p>(1)食事の提供に関する記録を作成していない。</p> <p>(2)実施献立の記載内容が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>イ 児童の状況に応じた配慮</p>	<p>1 一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適正な食事が取れるようにしなければならない。また、体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適正に対応し、栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図らなければならない。</p> <p>2 「食事による栄養摂取量の基準」は、乳児、1～2歳児、3～5歳児の各段階で給与栄養目標量を定めているが、3歳未満児は食品の種類・調理方法に児童の身体的状況及び発達段階での咀嚼力向上について考慮しなければならない。</p> <p>【乳児】 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには、望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保育所保育指針第3章に示す事項を踏まえ、適正に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>【1歳以上3歳未満児】 1歳以上3歳未満児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適正な連携の下で行うようにすること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 (参考 「授乳・離乳の支援ガイド」(厚生労働省))</p>	<p>1 児童の状況に応じた配慮をしているか。</p> <p>2 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか</p>	<p>(1)保育指針第3章1(1)、第3章2(2)</p> <p>(1)保育指針第2章1、2</p>	<p>(1)児童の状況に応じた配慮を行っていない。</p> <p>(2)児童の状況に応じた配慮が不十分である。</p> <p>(1)乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮を行っていない。</p> <p>(2)乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

	<p>3 子どもの健康と安全の向上に資する観点から、子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配および誤食等の発生予防に努めなければならない。</p> <p>子ども自身が自分の食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難であることなども踏まえ、生活管理指導表等を活用するなどして、状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しなければならない。</p> <p>アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適正な対応を行わなければならない。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育事業所の体制構築など、安全な環境を整備し、看護師及び栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図らなければならない。</p> <p>(参考 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(厚生労働省)、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」(東京都福祉保健局) 家庭的保育附則第2条(食事の提供の経過措置))</p>	<p>3 食物アレルギーへの対応を適正に行っているか。</p>	<p>(1)保育指針第2章1(2)、2(2)、第3章1(3)</p>	<p>(1)食物アレルギーへの対応を適正に行っていない。</p> <p>(2)食物アレルギー対策が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
ウ 食事の中止等	<p>1 食事は主食、副食及び間食を毎日提供しなければならない。理由なく、保育事業所外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。なお食事の中止等の理由とは、</p> <p>(1)感染症の発生に伴う保健所の指示</p> <p>(2)調理室の改築・修繕等</p> <p>(3)非常災害等で給食することが不可能などである。</p>	<p>1 施設の都合で食事を中止していないか。</p>	<p>(1)保育指針第1章2(2)、第2章3(2)</p>	<p>(1)食事の提供を中止している。</p> <p>(2)間食を提供していない。</p> <p>(3)その他不適正な事項がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
(4) 衛生管理 ア 検便	<p>1 食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、保育事業所における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施しなければならない。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適正に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させなければならない。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めなければならない。</p>	<p>1 調理従事者及び調乳担当者の検便を適正に行っているか。</p> <p>2 検便の検査結果を適正に保管しているか。</p>	<p>(1)労働安全衛生規則第47条</p>	<p>(1)調理従事者及び調乳担当者の検便を適正に行っていない。</p> <p>(2)その他不十分な事項がある。</p> <p>(3)検査結果を適正に保管していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

<p>イ 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検</p>	<p>1 調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事してはならない。また、下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認しなければならない。</p> <p>調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>保育事業所の責任者は、施設の衛生管理に関する責任者(以下「衛生管理者」という。)に調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適正に点検が行われたことを確認するとともに記録を保管しなければならない。</p> <p>保育事業所の責任者は、衛生管理者に毎日作業開始前に、各調理従事者等及び各調乳担当者の健康状態を確認させ、その結果を記録しなければならない。</p>	<p>1 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。</p> <p>2 調理室、食材等の衛生管理は適正か。</p>	<p>(1)家庭運営基準第17条4項</p> <p>(1)家庭運営基準第14条1項</p>	<p>(1)調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない。(下痢、嘔吐、発熱、手指等の化膿創等)</p> <p>(2)調理従事者・調乳担当者の健康チェックが不十分である。</p> <p>(1)調理室の衛生管理が不適正である。</p> <p>(2)衛生管理の自主点検を行い、記録していない。</p> <p>(3)食材及び食器等の洗浄及び保管が不適正である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
<p>ウ 食中毒事故対策</p>	<p>1 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生(なま物はなるべく避け、加熱を十分行う、盛りつけは手で行わない等)には十分留意しなければならない。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めなければならない。</p> <p>食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保たなければならない。</p> <p>施設内外の適正な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が、清潔を保つようにし、また職員は、衛生知識の向上に努めなければならない。</p> <p>2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じなければならない。</p> <p>3 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとどめるように徹底しなければならない。</p>	<p>1 食中毒事故の発生予防を行っているか。</p> <p>2 検食を適正に行っているか。</p> <p>3 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。</p>	<p>(1)保育指針第3章3(1)</p> <p>(1)雇児総発0307001号通知</p> <p>(1)保育指針第3章3(1)</p>	<p>(1)食中毒事故の発生予防を行っていない。</p> <p>(2)食中毒事故の発生予防が不十分である。</p> <p>(1)検食を行っていない。</p> <p>(2)検食の実施方法が不十分である。</p> <p>(3)検食の記録を作成していない。</p> <p>(1)食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。</p> <p>(2)食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

	<p>4 食中毒事故の原因究明のため、検査用保存食を保存しなければならない。原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。</p>	<p>4 検査用保存食を適正に保存している</p>	<p>(1)大量調理施設衛生管理マニュアル</p>	<p>(1)検査用保存食を保存していない。 (2)検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適正である。</p>	<p>C B</p>
<p>(5) 給食供給者の届出等 ア 給食供給者の届出</p>	<p>1 給食供給者は、給食施設における食事の供給を開始した日から10日以内に、知事に届け出なければならない。給食供給者とは、学校、病院、社会福祉施設等において特定多数人に対して、同一の施設等で週1回以上継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する者をいう。ただし、健康増進法に基づき、特定給食施設(継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設)の開始届をすでに提出している園については、再び届ける必要はない。</p>	<p>1 給食供給者の届出をしているか。</p>	<p>(1)健康増進法第20条 (2)食品製造業等取締条例第5条の6 (3)食品製造業等取締条例施行規則第7条の3第2項</p>	<p>(1)給食供給者の届出をしていない。</p>	<p>B</p>
<p>イ 食品衛生責任者の設置</p>	<p>1 給食供給者は、保育事業所ごとに自ら食品衛生責任者となるか、又は保育事業所における従事者のうちから食品衛生責任者1名を定めておかなければならない。 食品衛生責任者は、栄養士、調理師又は食品衛生責任者のための講習会の受講修了者等に該当し、常時、施設、食品の取扱い等を管理できる者のうちから選任されなければならない。 2 給食供給者は、調理場の見やすい場所に食品衛生責任者の氏名を掲示しなければならない。(名札の大きさは、一辺が20cm以上、他辺が10cm以上の長方形とする。)</p>	<p>1 食品衛生責任者を設置しているか。</p>	<p>(1)食品製造業等取締条例第6条第5号、別表第5「給食供給者の衛生基準」第2-1(1)イ</p>	<p>(1)食品衛生責任者を設置していない。 (2)食品衛生責任者の氏名を提示しているか。</p>	<p>B</p>
<p>(6) 食事の外部搬入</p>	<p>1 保育事業所は、児童に食事を提供するときは、保育事業所内で調理する方法により行うことが原則である。 また、以下の(1)から(4)の要件をいずれも満たした保育事業所については、第15条第1項の規定にかかわらず、①から④までに規定する搬入施設から食事を搬入することを可能としている。この場合において、当該食事の提供について上記の方法によることとしても、なお保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (要件) (1) 利用乳幼児に対する食事を提供する責任が当該保育事業所にあり、当該保育事業所の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保すること。 (2) 当該保育事業所又は他の施設、保健所、市の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。 (3) 調理業務の受託者については、当該保育事業所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適正に遂行できる能力を有するとともに、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適正に対応できる者とする事。 (4) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>1 提供する食事を事業所外で調理し、運搬する場合、条例で定める基準を満たしているか。</p>	<p>(1)家庭運営基準第16条</p>	<p>(1)条例で定める基準を満たさずに、提供する食事を当該事業所外で調理し搬入している。</p>	<p>C</p>

	<p><食事の搬入を行う施設></p> <p>①連携施設</p> <p>②当該保育事業所と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは保育事業所内保育事業を行う保育事業所、社会福祉施設、医療機関等。</p> <p>③学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場。</p> <p>④保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適正に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適正に対応できる者として市が適当と認めるもの。</p>				
3 健康・安全の状況					
(1) 保健計画	1 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めなくてはならない。	1 保健計画を作成しているか。	(1)保育指針第3章1(2)	(1)保健計画を作成していない。	B
(2) 健康診断	<p>1 保育事業者は、入所したものに対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにしなければならない。</p>	<p>1 健康診断を適正に行っているか。</p> <p>2 健康診断の記録を作成しているか。</p> <p>3 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。</p>	<p>(1)学校保健安全法第11条、13条、第17条</p> <p>(2)学校保健安全法施行令</p> <p>(3)学校保健安全法施行規則</p> <p>(4)保育指針第3章1(2)</p> <p>(5)家庭運営基準第17条</p> <p>(1)保育指針第5章1(2)</p> <p>(2)家庭運営基準第17条3項</p> <p>(1)保育指針第3章1(2)</p>	<p>(1)入所時の健康診断を行っていない。</p> <p>(2)健康診断を年2回行っていない。</p> <p>(3)実施時期・方法等が不適正である。</p> <p>(1)児童の健康診断の実施状況とその結果を記録していない。</p> <p>(2)健康診断記録が不十分である。</p> <p>(1)保護者と連絡をとっていない。</p> <p>(2)保護者との連絡が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

(3) 健康状態の把握	<p>1 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適正に対応しなければならない。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適正な対応を図らなければならない。また、看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図らなければならない。</p> <p>2 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握しなくてはならない。</p>	<p>1 日々の健康状態を観察しているか。</p> <p>2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。</p> <p>3 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。</p>	<p>(1)保育指針第1章2(2)</p> <p>(1)保育指針第3章1(1) (2)家庭運営基準第26条 (3)特定運営基準第3条3項、第18条</p> <p>(1)保育指針第3章1(1)</p>	<p>(1)日々の健康状態を観察していない。</p> <p>(2)日々の健康状態の観察が不十分である。</p> <p>(1)保護者と連絡をとっていない。</p> <p>(2)保護者との連絡が不十分である。</p> <p>(1)身長、体重等の測定を定期的に行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(4) 虐待等への対応	<p>1 子どもの心身の状態等を観察し、不適正な養育の兆候が見られる場合には、市や関係機関と連携し、適正な対応を図らなければならない。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに市所轄部署又は子ども家庭支援センターに連絡し、適正な対応を図らなければならない。</p>	<p>1 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察しているか。</p> <p>2 虐待が疑われる場合や不適正な養育の兆候が見られる場合に、適正に対応しているか。</p>	<p>(1)児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条 (2)保育指針第3章1(1)、第4章2(3) (3)家庭運営基準第12条 (4)特定運営基準第3条4項</p>	<p>(1)児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察していない。</p> <p>(1)適正に対応していない。</p> <p>(2)関係機関との連携が図られていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(5) 疾病等への対応 ア 体調不良・傷害	<p>1 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適正な処置を行わなければならない。</p>	<p>1 体調不良等への対処を適正に行っているか。</p>	<p>(1)保育指針第3章1(3) (2)家庭運営基準第26条 (3)特定運営基準第3条3項、第18条</p>	<p>(1)体調不良等への対処を適正に行っていない。</p>	<p>C</p>

<p>イ 感染症</p>	<p>1 感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要がある。</p> <p>子供の年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。タオルの共用は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。</p> <p>【感染症予防対策の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タオル・コップ等を共用していないか。 ・食事の直前及び排泄又は職員が排泄の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手を洗っているか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 <p>(参考「保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省)」)</p> <p>2 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めなくてはならない。また、感染症に関する保育事業所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくなくてはならない。</p>	<p>1 感染症の予防対策を講じているか。</p> <p>2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。</p> <p>3 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。また、再発防止対策に事業所全体で取り組んでいるか。</p> <p>4 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。</p>	<p>(1)保育指針第3章1(3) (2)家庭運営基準第14条2項</p>	<p>(1)感染症予防対策を適正に行っていない。</p> <p>(2)感染症予防対策が不十分である。</p> <p>(1)入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない。又は不十分である。</p> <p>(1)まん延防止対策を講じていない。</p> <p>(2)まん延防止対策が不十分である。</p> <p>(3)地域の医療機関や保健所等との連携・報告が行われていない、又は不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
<p>ウ アレルギー疾患</p>	<p>1 アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適正に対応しなければならない。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、保育事業所の体制構築など、安全な環境を整備しなければならない。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図らなければならない。</p> <p>【対策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 ・生活管理指導表に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 ・誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。 <p>【参考 保育所保育指針 第3章1(3)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子供の調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子供の食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。 	<p>1 アレルギー疾患への対応を適正に行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有しているか。 ・食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別な対応をとる等、安全性を最優先とした対策がとられているか。 ・全職員を含め、関係者の共通理解の下で、組織的に対応しているか。施設長、調理員や栄養士等の専門職、保育士等が子供の現状を把握し、保護者と面談等を行い、相互の共通理解及び連携を図っているか。 	<p>(1)保育指針第3章1(3)</p>	<p>(1)アレルギー疾患への対応を適正に行っていない。</p> <p>(2)アレルギー疾患への対応が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

	(参考「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(平成23年3月平成31年4月厚生労働省)」、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年3月 内閣府)」)				
(6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<p>2 乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適正な判断に基づく保健的な対応を行わなくてはならない。</p> <p>また、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守しなければならない。1歳以上であっても、子どもの発達状況により仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子どもについては、特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる。 ・照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。 ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。 (0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状の物をそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子供を1人にしない。(子供だけにしない。) ・保育室内は禁煙とする。 <p>(参考「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)」</p>	<p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか。 <p>2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p>	(1)保育指針第2章1(3)、第3章1(3)、第3章3(2)イ	<p>(1)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。</p> <p>(2)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。</p> <p>(1)睡眠時チェック表の記録を作成していない。</p> <p>(2)睡眠時チェック表の記録作成が不十分である。</p>	C B C B
(7) 児童の安全確保 ア 事故防止	<p>1 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行わなければならない。</p> <p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p>	<p>1 児童の事故防止に配慮しているか。子供の心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。 	(1)保育指針第1章1(4)、第1章2(2)、第3章3(2) (2)特定運営基準第32条、第50条	<p>(1)児童の事故防止に配慮していない。</p> <p>(2)児童の事故防止に対する配慮が不十分である。</p>	C B

	<p>【対策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所、設備等を把握する。 ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。 ・施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有を図る。 <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の子供の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士が対応する。 ・職員は子供の列の前後(加えて人数に応じて列の中)を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 ・目的地への到着時や出発時、帰園後の子供の人数確認等の迷子・置き去り防止を行う。 ・散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。 ・目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。 <p>参考「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導體制の確保と緊急時への備えを徹底する。 ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p> <p>「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>2 児童の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 ・園外保育時に複数の保育従事職員が対応しているか。 ・プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。 <p>2 児童の登降園は保護者等が行っているか。</p>	<p>(1)雇児総発第402号通知別添-2-1(保育所・障害児通園施設の通所時における安全確保)</p>	<p>(1)児童の登降園を責任ある人以外の人が行っている。</p> <p>(2)その他不適正な事項がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
--	--	--	--	---	-------------------

イ 損害賠償保険	1 学校安全会、損害保険に加入することによって、事故に対する補償について万全を期すること。	1 損害賠償保険に加入しているか。 2 損害賠償保険の内容が適切か。	(1)都第353号通知	(1)損害賠償保険に加入していない。 (2)損害賠償保険の内容が不適切である。	B B
ウ 事故発生時の対応	<p>1 事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適正な処置を行わなければならない。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図らなければならない。</p> <p>再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿等に記録するとともに保育事業所全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。</p> <p>保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。</p> <p>保育事業所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。</p> <p>2 次に掲げる事故等が発生した場合には市に報告しなければならない。</p> <p>(1) 死亡事故</p> <p>(2) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等</p> <p>(3) 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合</p> <p>ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <p>イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に保育事業所の長が報告を必要と認めた場合</p> <p>(4) 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合</p> <p>(5) その他、児童の生命または身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合</p> <p>3 事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の原因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。</p> <p>児童の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。</p>	<p>3 事故が発生した場合に適正に対応しているか。</p> <p>・事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。</p> <p>4 報告対象となる事故を市に速やかに報告しているか。</p> <p>5 児童の登降園は保護者等が行っているか。</p>	<p>(1)保育指針第3章1(3)ア (2)特定運営基準第18条、第32条第2項、第50条 (3)家庭運営基準第26条、30条、32条、36条</p> <p>(1)特定運営基準第32条 (2)家庭運営基準第14条2項</p> <p>(1)雇児総発第402号通知別添-2-1(保育所・障害児通園施設の通所時における安全確保) (2)府子保第912号</p>	<p>(1)事故発生後の対応を適正に行っていない。</p> <p>(2)事故発生後の対応が不十分である。</p> <p>(1)事故報告が行われていない。</p> <p>(2)事故報告が速やかに行われていない。</p> <p>(1)児童の登降園を責任ある人以外の人が行っている。</p> <p>(2)その他不適正な事項がある。</p>	C B C B B B